

災害時におけるキッチンカー事業者による炊き出し供給等に関する協定書

神戸市（以下、「甲」という。）とキッチンカー事業者（以下、「乙」という。）は、神戸市域で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に規定する武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、キッチンカーによる炊き出しの供給等に関する協力について、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（協定事項の発効）

- 第 1 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。
- 2 「災害時におけるキッチンカー事業者による炊き出し供給等にかかる配車調整等に関する協定書」に基づき、配車調整にかかる業務は一般社団法人フードトラック駆けつけ隊（以下、「調整事業者」という。）が実施する。

（要請）

- 第 2 条 甲は、災害時においてキッチンカーによる炊き出しの供給等が必要であると認めるときは、調整事業者を通じ、乙に対し協力を要請することができる。
- 2 乙の協力場所は次の場所のとおりとする。
- (1) 甲が開設した避難所
 - (2) その他甲が指定する場所

（要請に伴う措置）

- 第 3 条 乙は、前条のとおり要請があったときは、炊き出し供給の実施の可否を速やかに調整事業者に回答するものとする。
- 2 乙が炊き出しを行う場合、次に掲げる事項に配慮すること。
- (1) 食物アレルギー対策（アレルギー物質に関する法令等に基づき、特定原材料及び特定原材料に準ずるものについて、表示又は利用者に通知する等）
 - (2) 衛生管理の徹底や提供する食事を加熱する等の食中毒対策

（実施報告）

- 第 4 条 乙は、炊き出しの供給を実施した場合、その内容を「実施状況報告書（別紙第 1 号様式）」により、調整事業者に報告すること。

(費用の負担)

- 第5条 甲は、乙が提供した炊き出し等に要した費用の対価として、災害発生時直前における適正な価格を基準に1食当たりの費用を算出し、実施報告に基づき負担する。
- 2 乙が実施する炊き出しの供給に伴う移動にかかる費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担する。

(損害の負担)

- 第6条 炊き出しの供給実施にあたり生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。
- 2 乙は、炊き出しの供給の実施にあたり第三者に損害をあたえたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(連絡体制の整備)

- 第7条 甲及び乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。登録内容に変更が生じた場合は、乙は速やかに甲及び調整事業者に報告すること。

(平時における協力)

- 第8条 甲が実施する防災訓練等において、キッチンカーによる炊き出し供給等の訓練を行う場合、甲は乙に対して協力を依頼することがある。乙は、依頼を受けた場合、可能な限り協力すること。
- 2 前項により、乙が炊き出し供給等を実施する場合、甲及び乙は調整事業者を通じ、提供する品目、価格及び提供数について、事前に協議すること。
- 3 甲は、第1項により乙が提供した炊き出し等に要した費用の対価を負担する。ただし、移動にかかる費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担する。

(協議事項)

- 第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 2 前項のうち、配車調整等にかかる事項については、甲乙及び配車事業者と協議の上、決定するものとする。

(暴力団排除)

- 第10条 乙が「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）」第2条第1号及び第2号のいずれかに該当又は該当のおそれがあることが判明した場合、該当者については、何らの催告を要せずに、本協定を終了する。

2 前項によりこの協定が終了したときは、甲乙は協定終了により乙に生じた一切の損害について、賠償責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第 11 条 甲及び乙は、本協定を通じて知り得た相手方の業務上の情報を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求がなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、相手方への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。

(有効期間等)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(専属的合意管轄その他雑則)

第 13 条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造 印

乙

代表者

印